同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第三十九条の七第四十四項」を「第三十九条の七第四十二項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十三項」に改め、同項第一号中「又は第六十八条の七十九第五項第一号」を削り、「これらの規定」を「同号」に改め、「又は第三十九条の百六第四項」及び「（法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「、第六十五条の八第七項」を「並びに第六十五条の八第七項」に改め、「、第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項」を削り、同項第二号中「又は第六十八条の七十九第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第六十五条の八第五項又は第六十八条の七十九第六項」を「提出したこれらの規定」を「提出した同項」に改め、同項第三号中「又は第六十八条の七十九第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第六十五条の八第五項又は第六十八条の七十九第六項」を「同条第五項」に、「法第六十五条の八第三項又は第六十八条の七十九第四項」を「同条第三項」に改め、「又は第三十九条の百六第四項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第三十九条の七第四十五項」を「第三十九条の七第四十三項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第二十二条の八第二項第二号及び第二十二条の九第三項第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第二十二条の九の三第一号中「前期期末時」を「前事業年度終了の時」に改める。

第二十二条の十の六第一項中「又は連結事業年度」を削る。

第二十二条の十の七第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第三十九条の十三の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、法人税法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）とする。

第二十二条の十一第二十二項中「若しくは第六十八条の九十第一項各号」を削り、「者又は当該者」を「内国法人又は当該内国法人」に、「法第六十六条の六第二項第六号」を「同条第二項第六号」に改める。

第二十二条の十一の二第一項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に、「第三十九条の十八第二十四項」を「第三十九条の十八第二十二項」に改め、同項第一号中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第三項」に改める。

第二十二条の十三第五項第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同条第六項中「第六十六条の十三第十項」を「第六十六条の十三第九項」に改め、同条第七項中「第六十六条の十三第十一項第一号」を「第六十六条の十三第十一項第一号」に改め、同条第八項中「第六十六条の十三第十一項第五号」を「第六十六条の十三第十項第五号」に改め、同条第九項中「第六十六条の十三第十二項」を「第六十六条の十三第十一項」に改め、同条第十項中「第六十六条の十三第十三項」を「第六十六条の十三第十二項」に改める。

第二十二条の十七第一項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同条第二項中「第三十九条の二十七第十五項」を「第三十九条の二十七第十四項」に改め、同条第三項第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同条第四項第二号中「以下この号及び」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第三章第二節を削る。

第三十六条第二項中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「「連結事業年度」、「連結親法人」、「分割法人」、」を「「分割法人」又は」に改め、「又は「連結子法人」」を削り、「から第十二号まで、第二十二号」を「、第二十二号又は」に改め、「又は第三十五号」を削り、「連結事業年度、連結親法人、分割法人、」を「分割法人又は」に改め、「又は連結子法人」を削る。

第六条の二第二項中「第二十五条第五項」を「第二十五条第六項」に改め、同条第三項中「第五十九条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第六条の七第三項第二号中「（当該分割承継法人が連結子法人である場合には、当該分割承継法人の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三十六項」を「第十九条第三十五項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項第二号中「以下この号、」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項第二号中「以下この号、」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第十九条第三十四項」を